

日本外科学会による「日本外科学会認定医から外科専門医／日本外科学会認定登録医への移行に関する特別措置」に伴う当学会の対応

日本外科学会から公示されている「日本外科学会認定医から外科専門医／日本外科学会認定登録医への移行に関する特別措置」に伴い、下記の条件を満たすことで循環器専門医資格を再取得することができます。詳細については下記の事務局へお問い合わせください。

・ **対象**：下記、①～③をすべて満たす者

① 今回の日本外科学会の特別措置によって日本外科学会認定医から外科専門医もしくは日本外科学会認定登録医資格への移行手続き※₁を行い、かつ移行を認められた者

② 以前、循環器専門医を取得していた者

③ 上記②の循環器専門医資格を更新できなかった理由が、単位は充足していたが循環器専門医として定められている基本領域資格※₂を取得していなかったためという者

・ **申請方法**：対象となる先生に所定の申請書をお渡ししますので、下記事務局までご連絡ください。その申請書と外科専門医もしくは認定登録医の認定証のコピー※₃を事務局へメールもしくは郵送して頂きます。

・ **申請期間**：2017年1月5日～2017年3月31日 消印有効

書類提出後、当学会の審査を経て循環器専門医資格の再取得を認められた者は、下記の認定料を納めることで、循環器専門医の資格を得ることができます。

・ **認定料（更新料）**：30,000円

・ **認定される期間**：2017年4月1日～2022年3月31日

※₁ 日本外科学会では2016年6月中旬～8月31日までを期間として、特別措置を設けておられました。まだお手続きがお済みでない方は、日本外科学会へお問い合わせください。

※₂ 外科系：外科学会認定登録医/外科専門医

※₃ 日本外科学会の特別措置の審査結果は12月中に通知されます。審査結果に同封の振込用紙をご使用の上、早々に認定料（登録料）を振り込まれることで、12月末を目途に認定証が送られます。

お問い合わせ先
日本循環器学会事務局
専門医グループ
senmoni@j-circ.or.jp
03-5501-0864